

## 様式 1 公表されるべき事項

### 国立大学法人島根大学の役員報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### ① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当(賞与)の額について、役員給与規程において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員の職務実績を勘案し、経営協議会の議を経て、学長が、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。

###### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	改定なし
理事		改定なし
理事(非常勤)		改定なし
監事		改定なし
監事(非常勤)		改定なし

##### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,312	千円 12,324	千円 4,988	千円 0 ( )			
A理事	千円 13,688	千円 9,744	千円 3,944	千円 0 ( )			
B理事	千円 13,712	千円 9,744	千円 3,944	千円 24 (通勤手当)			
C理事	千円 13,688	千円 9,744	千円 3,944	千円 0 ( )			
D理事	千円 13,712	千円 9,744	千円 3,944	千円 24 (通勤手当)			
E理事	千円 12,013	千円 7,727	千円 3,893	千円 234 (扶養手当) 159 (広域異動手当)			◇
F理事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0 ( )			
A監事	千円 11,883	千円 8,424	千円 3,410	千円 49 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0 ( )			

注1:「広域異動手当」とは、勤務箇所を異にして異動した場合で、住居と勤務箇所との距離がいずれも60キロメートル以上であるときに当該異動等の日から3年経過するまで支給される手当である。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後、独立行政法人等の退職者「\*\*」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
A理事						該当者なし	
B理事						該当者なし	
C理事						該当者なし	
D理事						該当者なし	
E理事						該当者なし	
F理事 (非常勤)						該当者なし	
A監事						該当者なし	
B監事 (非常勤)						該当者なし	

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

1. 人員削減も含めた組織や人事制度の見直しにより積極的な人件費の抑制に努める。
2. 外部資金等自己収入の獲得により総収入額に占める人件費率の抑制に努める。
3. セグメント(学部、施設等)単位で人件費を配分する自己管理方式を原則とし、執行上の工夫と財源確保のための自助努力を推進する。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学独自の新たな給与制度を構築するまでの間は、国家公務員の給与制度を準用していることから、給与水準の決定にあたっては国家公務員の給与改定に準じて改定を実施する。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の決定にあたり、職員の勤務成績を反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給 (昇給)	1月1日に、昇給日前1年間における5段階(V～I)の勤務成績に応じた号俸数を昇給させることができる。
俸給 (昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給する。

##### ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員の給与改正を参考にし、以下のとおり改正した。
- ① 俸給の特別調整額(管理職手当)の支給対象者となる職の見直しを行うとともに、職務の級及び適用区分に応じた定額制とした。
  - ② 広域異動手当を新設した。
  - ③ 初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の上上げを行った。
  - ④ 子等に係る扶養手当を一律6,500円に上げた。
  - ⑤ 期末・勤勉手当(ボーナス)の上上げ(0.05月分)を行った。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1,330	44.8	6,871	4,938	49	1,933
事務・技術	315	45.5	5,774	4,179	72	1,595
教育職種 (大学教員)	591	47.6	8,550	6,105	38	2,445
医療職種 (病院医師)	該当なし					
医療職種 (病院看護師)	301	38.6	5,061	3,667	43	1,394
教育職種 (附属義務教育学校教員)	42	41.1	6,757	4,936	66	1,821
医療職種 (病院医療技術職員)	59	43.9	5,770	4,163	47	1,607
その他医療職種 (看護師)	2					
その他医療職種 (医療技術職員)	2					
技能・労務職種	18	54.7	5,234	3,791	43	1,443
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
再任用職員	3	61.5	3,160	2,656	81	504
事務・技術	3	61.5	3,160	2,656	81	504
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

非常勤職員	人 72	歳 32.6	千円 3,532	千円 3,328	千円 11	千円 204
事務・技術	人 5	歳 35.7	千円 2,955	千円 2,192	千円 34	千円 763
教育職種 (大学教員)	人 3	歳 40.5	千円 4,997	千円 3,708	千円 8	千円 1,289
医療職種 (病院医師)	人 63	歳 32.1	千円 3,517	千円 3,417	千円 10	千円 100
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3:「医療職種(医療技術職員)」とは、病院部門において栄養士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の業務を行う職種を示す。

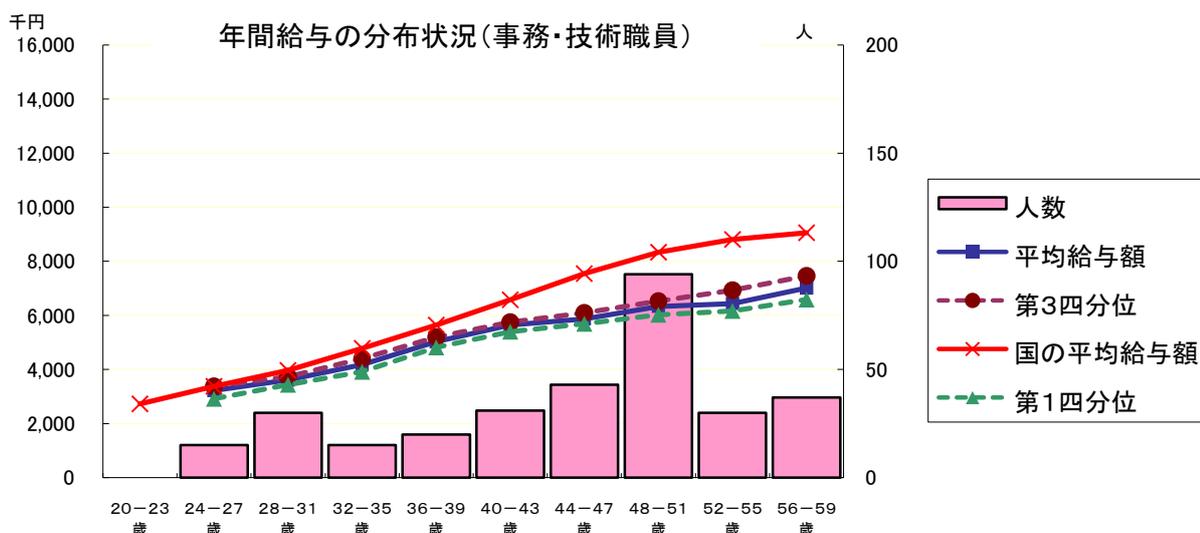
注4:「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外の部門において看護師、保健師の業務を行う職種を示す。

注5:「その他医療職種(医療技術職員)」とは、病院以外の部門において、栄養士、臨床検査技師の業務を行う職種を示す。

注6:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、汽かん士、検査助手、剖検助手、看護助手、守衛等の業務を行う職種を示す。

注7:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」、「その他医療職種(医療技術職員)」及び非常勤職員の「技能・労務職種」は、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。])



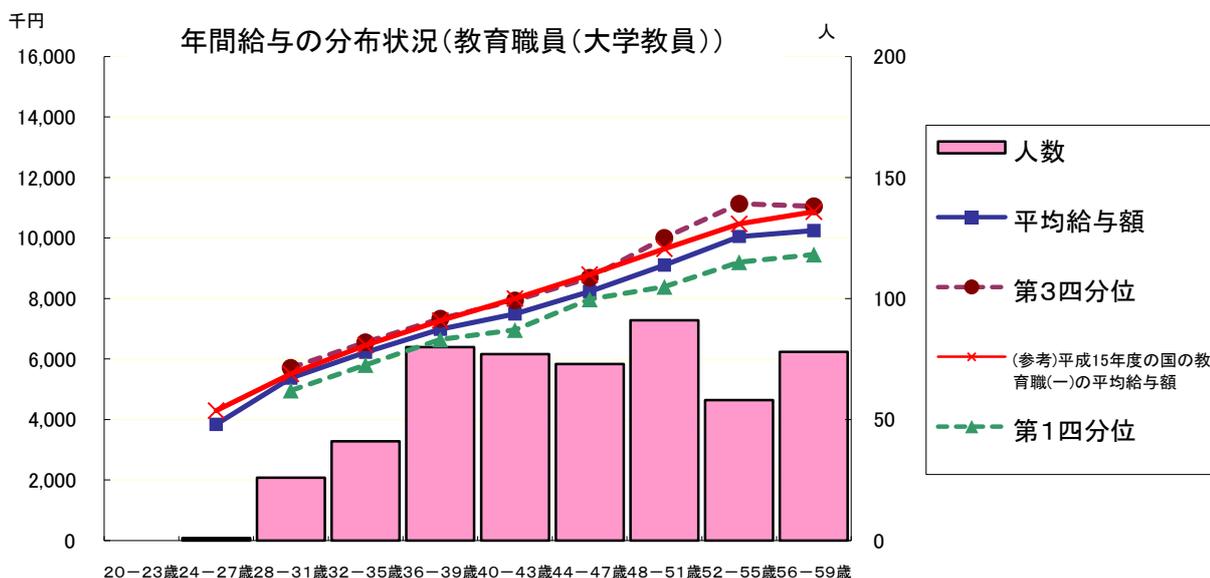
注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
部長	1	50.5	-	-	-	-	-
課長	13	55.3	7,757	7,950	8,204		
課長補佐	34	54.5	6,535	6,800	7,129		
係長	140	49.4	5,895	6,172	6,421		
主任	62	44.5	5,082	5,415	5,832		
係員	65	31.5	3,395	3,850	4,053		

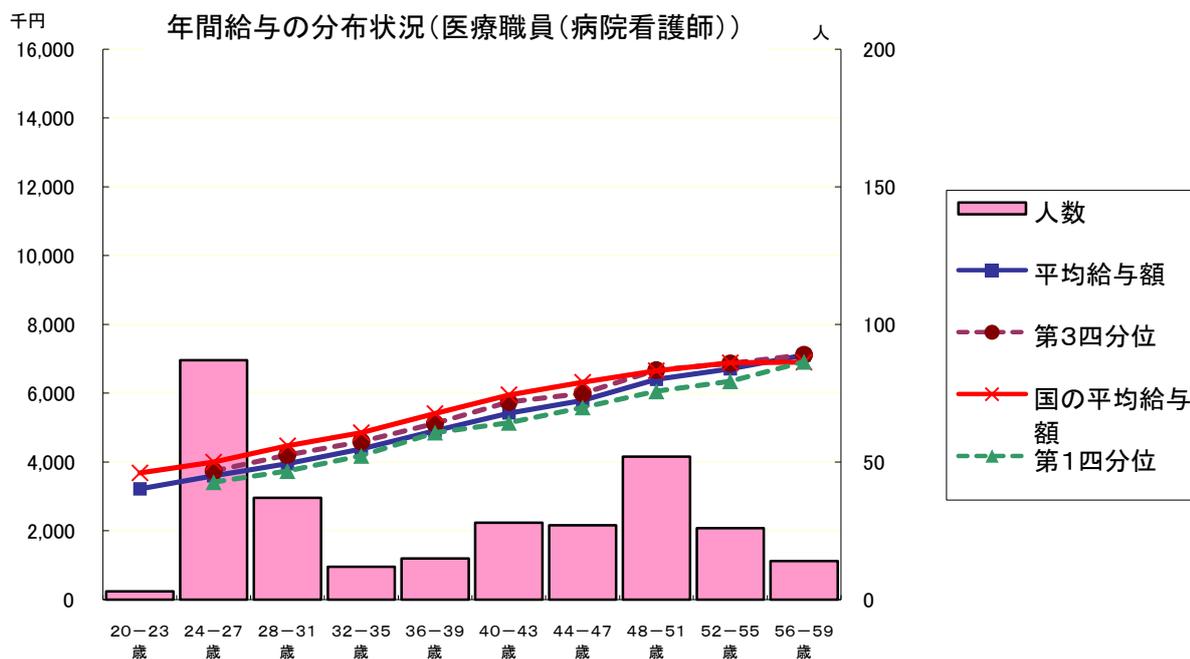
注2:「部長」の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

注3:「課長」には同相当職である「事務長」を、「課長補佐」には同相当職である「室長」及び「事務長補佐」を、「係長」には同相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	244	55.2	9,571	10,257	10,958
准教授	173	44.5	7,526	8,035	8,612
講師	48	42.3	6,385	7,271	7,960
助教	117	38.7	5,813	6,328	6,834
教務職員	9	44.1	4,725	5,348	5,619



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	59.5	-	-	-
副看護部長	3	56.8	-	7,326	-
看護師長	26	54.6	6,831	6,951	7,076
副看護師長	42	49.9	6,364	6,483	6,727
看護師	229	34.4	3,640	4,482	5,479

注1:「看護部長」の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

注2:「副看護部長」の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位及び第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	部長課長
人員(割合)	315人	21人 (6.7%)	38人 (12.1%)	187人 (59.4%)	44人 (14.0%)	21人 (6.7%)	3人 (1.0%)
年齢(最高～最低)		29歳 ～ 24歳	37歳 ～ 27歳	59歳 ～ 35歳	59歳 ～ 49歳	59歳 ～ 40歳	57歳 ～ 50歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,809千円 ～ 2,093千円	3,338千円 ～ 2,373千円	5,088千円 ～ 3,281千円	5,327千円 ～ 4,388千円	6,032千円 ～ 4,849千円	6,401千円 ～ 6,282千円
年間給与額(最高～最低)		3,717千円 ～ 2,867千円	4,477千円 ～ 3,268千円	7,018千円 ～ 4,582千円	7,461千円 ～ 6,132千円	8,204千円 ～ 6,932千円	8,815千円 ～ 8,569千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	事務局長部長	事務局長	事務局長
人員(割合)	-	1人 (0.3%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		＜	＜	＜	＜
所定内給与年額(最高～最低)		＜	＜	＜	＜
年間給与額(最高～最低)		＜	＜	＜	＜

注:7級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授
人員(割合)	591人	9人 (1.5%)	117人 (19.8%)	50人 (8.5%)	171人 (28.9%)	244人 (41.3%)
年齢(最高～最低)		53歳 ～ 33歳	64歳 ～ 26歳	61歳 ～ 30歳	63歳 ～ 31歳	64歳 ～ 40歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,709千円 ～ 3,394千円	5,918千円 ～ 2,867千円	6,267千円 ～ 3,885千円	7,734千円 ～ 4,354千円	9,289千円 ～ 3,121千円
年間給与額(最高～最低)		6,469千円 ～ 4,652千円	7,973千円 ～ 3,837千円	8,750千円 ～ 5,411千円	10,690千円 ～ 6,221千円	13,068千円 ～ 4,446千円

## (医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	301人	該当者なし ( )%	229人 (76.1%)	42人 (14.0%)	26人 (8.6%)	3人 (1.0%)	1人 (0.3%)
年齢(最高 ～最低)		}	56歳 } 23歳	56歳 } 37歳	59歳 } 49歳	58歳 } 53歳	}
所定内給与年額(最高 ～最低)		}	4,694千円 } 2,342千円	5,351千円 } 3,700千円	5,174千円 } 4,649千円	5,117千円 } 5,002千円	}
年間給与額(最高 ～最低)		}	6,531千円 } 3,204千円	7,281千円 } 5,232千円	7,369千円 } 6,667千円	7,455千円 } 7,214千円	}

区分	計	7級
標準的な職位		看護部長
人員 (割合)	-人	該当者なし ( )%
年齢(最高 ～最低)		}
所定内給与年額(最高 ～最低)		}
年間給与額(最高 ～最低)		}

注:6級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 67.2	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.5	% 32.8	% 34.6
	最高～最低	% 48.7～32.0	% 42.8～30.3	% 45.7～31.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 67.7	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 32.3	% 33.3
	最高～最低	% 40.7～30.8	% 39.0～28.5	% 38.0～30.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 65.5	% 64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 34.5	% 35.2
	最高～最低	% 46.9～32.3	% 43.7～30.2	% 43.5～31.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 67.6	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 32.4	% 33.5
	最高～最低	% 43.1～31.5	% 39.0～29.2	% 41.0～30.3

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 67.1	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.1	% 32.9	% 34.0
	最高～最低	% 40.7～31.3	% 39.0～29.7	% 39.8～30.7

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 79.2

対他の国立大学法人等 93.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等 94.9

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 93.1

対他の国立大学法人等 96.2

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 79.2%	
	参考	地域勘案 85.1%
		学歴勘案 78.9%
		地域・学歴勘案 84.8%
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 44.6% (国からの財政支出額 12,499百万円、支出予算の総額 28,047百万円:平成19年度予算)	
	【検証結果】 対国家公務員 79.2%、国からの財政支出の割合が44.6%であることから、適切な給与水準の状況であると思われる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)	
講ずる措置	今後も適正な役職員の給与水準となるよう努めたい。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 93.1%	
	参考	地域勘案 91.8%
		学歴勘案 91.7%
		地域・学歴勘案 89.6%
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 44.6% (国からの財政支出額 12,499百万円、支出予算の総額 28,047百万円:平成19年度予算)	
	【検証結果】 対国家公務員 93.1%、国からの財政支出の割合が44.6%であることから、適切な給与水準の状況であると思われる。	
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成18年度決算)	
講ずる措置	今後も適正な役職員の給与水準となるよう努めたい。	

・教育職員(大学教員)と平成15年度の教育職(一)との比較指標

対国家公務員(平成15年度の教育職(一)) 94.8

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 11,138,858	千円 11,128,742	千円 (%) 10,116 (0.1)	千円 (%) △ 346,960 (△3.0)
退職手当支給額 (B)	千円 1,149,162	千円 770,400	千円 (%) 378,762 (49.2)	千円 (%) 227,432 (24.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,644,068	千円 1,518,977	千円 (%) 125,091 (8.2)	千円 (%) 430,080 (35.4)
福利厚生費 (D)	千円 1,535,332	千円 1,580,625	千円 (%) △ 45,293 (△2.9)	千円 (%) △ 20,755 (△1.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 15,467,420	千円 14,998,744	千円 (%) 468,676 (3.1)	千円 (%) 289,797 (1.9)

注)「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注)「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している

#### 総人件費について参考となる事項

- ①「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」の対前年比の増減要因  
 給与、報酬等支給総額 対前年度比 0.1%  
 新設センター教員を採用したことによる教員人件費の増加により増額となった。  
 最広義人件費 対前年度比 3.1%  
 退職者のうち、定年退職者数が増加したことにより増額となった。  
 看護体制整備に係る看護師の増及び医療系職員の処遇改善により増額となった。
- ②行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組状況  
 i) 同方針において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減を行う。  
 ii) 同方針において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、「平成21年度までの4年間で概ね4%」の  
 人件費削減を中期計画において定め、平成21年度までの人件費シミュレーションを基に人件費削減  
 を行っている。  
 iii) 上記 i) 及び上記 ii) の進捗状況  
 ・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」 11,898,763千円  
 ・平成18年度の「給与、報酬等支給総額」 11,128,742千円  
 ・平成19年度の「給与、報酬等支給総額」 11,138,858千円  
 ・当年度までの各年度の人件費削減率  
 計算式=(各年度の金額-基準年度(平成17年度)の金額)÷基準年度(平成17年度)の金額×100  
 ・当年度までの各年度の人件費削減率(補正值)  
 計算式=((各年度の金額-基準年度(平成17年度)の金額)÷基準年度(平成17年度)の金額×100)  
 -(基準年度から当年度までの各年度の行政職(一)職員の平均年間給与増減率の和)

#### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	11,898,763	11,128,742	11,138,858
人件費削減率 (%)		△ 6.5	△ 6.4
人件費削減率(補正值) (%)		△ 6.5	△ 7.1

注)「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注)基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎として算出した平成17年度人件費予算相当額である。

### IV 法人が必要と認める事項

特になし